

施設使用料の減免申請について（個人・団体共通）

会津若松市都市公園有料施設（会津総合運動公園、鶴ヶ城公園運動施設、門田緑地）及び、市民スポーツ施設（市民ふれあいスポーツ広場、河東地区スポーツ施設、小松原多目的運動場）、農村環境改善施設（河東農村環境改善センター）の施設使用料について減免制度を利用する場合は、個人・団体を問わず、事前に減免申請書の提出が必要です。

※会津若松市長が定める減免基準に沿って減免の対象及び額を決定いたします。利用内容により、減免適用外となる場合もございますので、予めご了承ください。

	<p>申請書に必要事項を記入・押印の上、各体育館窓口へご提出ください。</p> <p>※個人・団体ともに共通の申請書となります。 （個人名での申請の場合は、団体名記載箇所は空白としてください）</p> <p>※申請書は当協会のホームページからもダウンロード可能です。 http://aizu-sportspark.jp/sinsei.html</p>	
<p>申請方法</p>	<p><個人利用の方></p> <p>① 減免申請書に記名・押印</p> <p>② 障がい者手帳等の写しを添付し、各体育館窓口へ提出</p> <p>③ 後日送付される減免決定通知書を施設窓口へ提示し、利用を開始してください</p> <p>※ 会津水泳場は、障がい者手帳等を受付へ提示していただくのみで、即時減免適用いたします。</p>	<p><団体利用の方></p> <p>① 減免申請書に必要事項を記入・押印</p> <p>② 大会・イベント等の開催要項もしくは、障がい者支援課より交付された「団体登録通知書」の写しを添付し、各体育館窓口へ提出</p> <p>③ 後日送付される減免決定通知書を施設窓口へ提示し、100%免除以外の減免率の場合は、減額後の料金を納入後、利用を開始してください</p>
<p>申請期限</p>	<p>施設を利用する日の5日前まで</p> <p>※個人等で同内容にて定期的にご利用する場合は、各日ごとではなく「当該年度内」として年度一括での申請が可能です。</p> <p>※各施設ごとに申請が必要です。同施設にあっても、大会・イベント等の内容が異なる場合は、都度申請してください。</p> <p>※内容を審査の上、減免決定通知書にて減免率をお知らせいたします。（決定通知書の送付まで数日の期間をいただきます）</p>	
<p>お問合せ先</p>	<p>◆ あいづ総合体育館 TEL 0242-28-4440 / FAX 0242-28-4443</p> <p>◆ 鶴ヶ城体育館 TEL 0242-27-0111 / FAX 0242-27-0112</p> <p>◆ 河東総合体育館 TEL 0242-75-5111 (FAX 兼用)</p> <p>◆ ふれあい体育館 TEL 0242-37-0717 / FAX 0242-37-0965</p> <p>◆ 河東農村環境改善センター TEL 0242-75-3010 (FAX 兼用)</p> <p>※ 窓口営業時間は原則として8:30～17:00 までとなります。</p> <p>※ あいづ総合体育館と鶴ヶ城体育館は平日のみ 19:00 まで。</p>	



減免決定基準

(会津若松市都市公園 及び 市民スポーツ施設)

区分	内容	減 免	
		入場料(無)	入場料(有)
主催	市又は市の執行機関が主催の事業	全額免除	5割免除
共催	市又は市の執行機関が共催の事業	全額免除	5割免除
学 校	市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び大学又は専修学校等が教育目的で利用する場合 (日常の練習を除く)	全額免除	5割免除
学 校 大 会	小学校体育大会実行委員会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟の主催する大会等	全額免除	5割免除
大 会	福島県総合体育大会等(予選会を含む)	全額免除	5割免除
大 会	福島県体育協会及び加盟団体がスポーツ振興のために主催する県大会規模以上の大会等	全額免除	5割免除
団 体	スポーツ団体がスポーツ振興のために中学生以下を対象に大会等をする場合(日常の練習を除く)	全額免除	5割免除
団 体	スポーツ団体がスポーツ振興のために自らが利用する場合(日常の練習を除く)	5割免除	5割免除
団 体	公共的団体がスポーツ振興のために又は公益事業のために自らが利用する場合(日常の練習を除く)	3割免除	—
社会福祉 個人利用 該当区分	障がい者団体等がアマチュアスポーツに利用する場合 ※「障がい者に関する公の施設利用支援実施要項第3」に明記されている個人及び団体 ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所有する個人(本人のみ) ②市障がい者支援課へ申請し、登録された団体	全額免除	—
その他	市長(教育長)が必要と認めた場合	協議額	

[用語の定義]

スポーツ団体・・・ ①福島県体育協会及び加盟団体
②会津体育協会及び加盟団体
③会津若松市体育協会及び加盟団体
④スポーツ少年団(会津若松市内のみ)

公共団体・・・ 広く公共的な活動を営むもので法人であるか否かを問わない。

公益事業・・・ 営利を目的とした催事ではないこと。また、広く一般市民に公平に公開され、かつ、その団体の事業計画の一環として行うもの。

※会津若松市ホームページ例規集

[都市公園施設] http://www.e-aizu.jp/j/reiki_int/reiki_honbun/c503RG00000482.html

[市民スポーツ施設] http://www.e-aizu.jp/j/reiki_int/reiki_honbun/c503RG00000748.html

減免決定基準

(河東農村環境改善センター)

	内容	免除割合
1	市又は市の執行機関が主催する事業のために利用するとき	全額免除
2	市長が別に定める登録団体が利用するとき(3の場合を除く) ※	全額免除
3	登録団体が、多目的ホール又は大研修室をスポーツの目的で利用するとき	7割免除
4	国又は他の地方公共団体が公用のために利用するとき	3割免除
5	障がい者団体等が利用するとき ※	全額免除
6	上記のほか、市長が特に必要があると認めるとき	全額免除

※「2,3」の登録団体として認められる団体の要件

市の区域内に住所を有する者で構成された団体であり、下記のいずれかに該当するもの。

- ・農山村の振興を目的とする団体
- ・地域の営農改善を目的とする団体
- ・地域住民の福祉の向上及び生活改善を目的とする団体

※団体の登録は、市農政課にて行ってください。

※「5」の障がい者団体等の要件

「障がい者に関する公の施設利用支援実施要項第3」に明記されている個人及び団体

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所有する個人(本人のみ)
- ・市障がい者支援課へ申請し、登録された団体

※ 会津若松市ホームページ 例規集もご確認ください。

[農村環境改善施設]

http://www.e-aizu.jp/j/reiki_int/reiki_honbun/c503RG00000719.html

施設使用料減免申請書

記入例

〇〇年 〇月 〇日

一般財団法人会津若松市公園緑地協会 様

〒〇〇〇-〇〇

住所 会津若松市門田町大字御山字村上164

申請者 団体名 あいづ公園幼稚園

氏名 公園 太郎

(事務担当者)

〒 〇〇〇-〇〇

住所 会津若松市門田町大字御山字村上164

氏名 森林 花子

電話番号 〇〇-〇〇〇〇

公印

施設使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設名	あいづ総合体育館 メインアリーナ ←使用したい施設名を記入
利用内容	第10回 あいづ公園幼稚園大運動会 入場料徴収(有・無)
利用年月日	〇〇年〇年〇日 〇時~〇時
申請区分	減額 免除 ←どちらかに〇
申請の理由	①市の共催②学校教育目的③学校関連組織主催の大会④県総合体育大会等の大会⑤県大会規模以上の大会⑥スポーツ団体による中学生以下を対象とした大会⑦各スポーツ団体によるスポーツの振興の為の大会⑧公共的団体による公益事業による利用⑨障がい者団体等によるアマチュアスポーツの利用 いずれかである事を明記してください。
減免決定内容	※ 減額 免除 無し
減免率	※ / 100
備考	申請書と共に大会の概要が判る資料(要項など)を添付すること。

注意

※の欄は記入しないでください。

施設使用料減免申請書

年 月 日

一般財団法人会津若松市公園緑地協会 様

〒 ー

住 所

申請者 団体名

氏 名

印

(事務担当者)

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号 ー

施設使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施 設 名	
利 用 内 容	入場料徴収 (有・無)
利 用 年 月 日	
申 請 区 分	減額 免除
申 請 の 理 由	
減免決定内容	※ 減額 免除 無し
減 免 率	※ / 100
備 考	

注意

※の欄は記入しないでください。